

建設工事の最低制限価格制度について

令和4年5月25日

解体工事を除く最低制限価格の算出について、令和4年6月1日以降に公告する入札分から、次のように改正します（赤下線部分が改正箇所）。

① 最低制限価格の算定方法

ア 最低制限価格＝基準価格×（1＋A）

Aは1/1000，2/1000，3/1000，4/1000，5/1000のうちいずれかで，無作為・電子的に決定します。

イ **最低制限価格は，予定価格（税別，以下「予定価格」は全て税別）の75%に満たない場合は75%とし，予定価格の92%を超える場合は92%とします（千円未満の端数は切り捨て）。**

② 基準価格の算定方法

基準価格＝（直接工事費×9.7/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×9/10＋一般管理費等×6.8/10）

③ 予定価格及び基準価格の算定式は事前公表します。

④ 最低制限価格は事後公表します。

⑤ 予定価格を超えた入札及び最低制限価格を下回った入札は無効とします。

※ 基準価格の算定においては，円未満の端数を切り捨てます。
最低制限価格の算出の際に，千円未満の端数を切り捨てます。

変更点

一般管理費等の参入率を「5.5/10」から「6.8/10」に変更します。